

民進党栃木県総支部連合会及び民進党・無所属クラブの2017（平成29）年度
県当初予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

平成29年2月6日

本県では、医療福祉関係経費の増加や新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれる中で、県政の持続的な発展に向け、「とちぎ行革プラン2016」に基づき、自律的な行財政基盤の確立に取り組んでいる。

平成29年度は、企業収益の減等に伴う法人関係税の減収などにより県税収入が減額となる中、地方交付税等の伸びではこれを補えず、財源の確保が厳しい見込みである。

こうした中、平成29年度当初予算では、中期的な視点に立った財政運営を行うことを基本としつつ、行革プランに掲げた財政健全化の取組を着実に実行することにより必要な財源を確保し、「政策経営基本方針」の重点事項である「地方創生の更なる深化」、「東京オリンピック・パラリンピック、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組」、公共施設の老朽化等への対応を含む「災害に強いとちぎの実現」に積極的に取り組むほか、「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」に掲げる施策を着実に推進するとともに、当面するその他の重要課題にも的確に対応することとした。

○ 重点的に取り組むもの

I 政策経営基本方針に基づく重点事項

- 1 地方創生の更なる深化
- 2 東京オリンピック・パラリンピック、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組
- 3 災害に強いとちぎの実現

II 「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」の積極的な推進

- 1 次代を拓く人づくり戦略
- 2 強みを生かす成長戦略
- 3 暮らし安心健康戦略
- 4 快適実感安全戦略
- 5 誇れる地域づくり戦略
- 6 とちぎ元気発信プランの推進に向けて

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
<p><各部局への具体的な要望事項></p> <p>1 ブランド力向上と発信力強化について</p> <p>県では、今年度、「とちぎ元気発信プラン」に「とちぎブランド・デザイン」が位置付けられるとともに、新キャッチフレーズ「ベリー グッド ローカル とちぎ」による統一的な情報発信が開始され、総合政策課内には「とちぎブランド戦略室」が新設された。さらに、「とちぎブランド取組方針」の策定が進められているところである。</p> <p>ところで、昨年発表されたブランド総合研究所の「地域ブランド調査2016」では、本県の魅力度ランキングが前年の35位から46位になった。このことは、県全体に大きな衝撃を与えている。</p> <p>ブランド総合研究所の掲げる「地域ブランド戦略」は、1) 地域特有の商品開発と産業づくり、2) 地域の食(ご当地グルメ等)を活かした商店街や飲食店の活性化、3) 遊・食・品を組み合わせた観光活性化、4) 住民の愛着度を高め、やる気を起こさせる住民満足度の向上、5) 地域や産業の連携を進め、地域の担い手を育てる人材・連携育成、6) 地域の魅力を伝えるシティ・プロモーション等を求めているが、「とちぎブランド取組方針」の推進にあたっては、こうした視点に立って、本県の魅力度を高める取り組みをブラッシュアップしていくこと。</p> <p>また、取組方針の展開にあたっては、流行を作り地方創生の鍵を握ると言われている若者・女性の新たな視点を十分に取り入れること。</p>	<p>今般策定した「とちぎブランド取組方針」に基づき、「とちぎブランド力向上会議」の意見や、若者・女性の新たな視点等を踏まえながら、本県の魅力的なイメージの形成やメディアへの働きかけ等に取り組むとともに、本県の魅力・実力を県内外に統一感を持って効果的に発信し、ブランド力の向上を図っていく。</p> <p>また、取組方針に掲げる、観光や食、文化等の分野における魅力の創出をはじめ、地域の担い手の育成や県民愛着度の向上等についても、様々な視点を踏まえながら連携して取り組んでいく。</p> <p>○とちぎブランド・デザイン事業費 34,400</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 とちぎ創生の推進について</p> <p>とちぎ創生15戦略の実質的初年度を経る中、計画に掲げる成果指標が着実に達成できるよう進捗状況の適宜確認と施策の充実・見直しが重要である。そのためにも、県・市町で昨年設置した地方創生推進会議の定時的開催を図りながら、引き続き周辺市町等が連携して取り組む広域的事業の充実・助言や今年度創設した「わがまち未来創造事業」による財政的支援、人事交流による人的な連携・協力、国の制度活用に関する情報提供・先進事例の紹介や申請手続きにおける支援等きめ細やかな対応を図ること。</p> <p>また、県が戦略に掲げた各事業を確実に執行するため、民間企業との連携などにより幅広く財源の確保に努めること。例えば、県内周遊観光に有効なとちぎ周遊パスポート事業に活用された企業版ふるさと納税の活用など県外企業等へ積極的に働きかけること。</p>	<p>15戦略の着実な推進を図るため、外部有識者からなる評価会議の意見を聴取し、数値目標の達成状況や取組の進捗状況等の適切な把握・検証を踏まえた取組の改善内容を毎年度作成する実施計画に反映するとともに、地方創生推進交付金の積極的な活用等により、地方創生の更なる深化を図っていく。</p> <p>また、「とちぎ地方創生推進会議」等を活用し、広域的取組等の先進事例や国の制度等について情報共有を図るほか、国の交付金の確保に向けた事業の磨き上げの助言や「わがまち未来創造事業」等により、市町の主体的な取組を支援するとともに、引き続き地域活性化につながる人的な連携・協力を努めていく。</p> <p>さらに、企業版ふるさと納税制度については、県のホームページに企業等に対する窓口を開設したところであり、引き続き有効な活用方法等を検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 財政の健全化について</p> <p>県では、「とちぎ行革プラン2016」に基づき引き続き財政の健全化に努めているところであるが、2016年度の県税収入が下方修正される見込みであるとともに、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税も前年割れとなっており歳入予算の確保は厳しい状況である。</p> <p>一方、歳出は地方創生事業の更なる充実・強化策が求められているほか、地域防災力の向上、災害対応力の強化等災害に強いとちぎの実現に取り組まなければならない。加えて、東京オリンピック・パラリンピック、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取り組みの強化も求められるところである。</p> <p>本県の普通会計の決算状況は医療福祉関係費等の増加により経常収支比率が悪化傾向にあり、財政の硬直化が深刻な状況にある。</p> <p>これらの状況を踏まえ、国に対し地方税財源の充実強化を要望するとともに、国の地方財政対策に対する的確な対応をはじめ、今後とも行革プランに沿った財政の健全化に努めること。</p> <p>4 私学就学支援の充実について</p> <p>2014年度から保護者年収における所得制限導入による見直しがされた国の高等学校等就学支援金制度は今年度全学年対象となるとともに、県においても昨年度から私立高等学校等授業料減免補助制度の保護者年収基準を350万円未満に拡充し、私学生徒家庭の経済的負担の軽減に努めている。</p> <p>一方、県授業料減免補助額の1割を学校負担としている県は、全国で本県含め8県のみであることから、同補助額の学校負担軽減の検討に取り組むなど私学の振興に努められたい。</p> <p>また、入学金への支援制度については、関東圏内において本県含め3都県が未整備であり、「給付型」の制度新設を図られたい。</p>	<p>平成29年度当初予算では、医療福祉関係経費や総合スポーツゾーン等の大規模建設事業関連経費の増加により、引き続き財源不足が見込まれている。</p> <p>このため、「とちぎ行革プラン2016」に基づき、行政コストの削減や歳入の確保等に取り組み、財政調整的基金の涵養と活用を図りながら、より中期的な視点に立ち、将来にわたり持続可能な財政運営を目指していく。</p> <p>併せて、国の地方財政対策や県税収入の動向を踏まえながら、全国知事会等を通じ、国に対して、必要な地方一般財源の総額が確保されるよう、地方税財源の充実・強化を要望していく。</p> <p>私立高等学校に通う生徒が、家庭の収入に関わらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料減免補助制度や奨学のための給付金等により支援を行ってきた。また、学校法人に対する運営費補助金をはじめ、私学共済や退職金社団への補助等を行うことにより、教育条件の維持向上や経営の安定化を支援してきた。</p> <p>今後とも、本県私学の振興を図るとともに、私立高等学校に通う生徒の保護者の負担軽減を図るため、国や他県の動向等を踏まえながら、各種支援制度の充実に向けていく。</p> <p>○小・中・高校運営費補助金 6,133,166</p>

要 望 事 項	回 答
<p>5 ユネスコ無形文化遺産登録を受けた取り組みと「とちぎ版文化プログラム」の推進について</p> <p>昨年12月、全国の山・鉾・屋台行事33件がユネスコ無形文化遺産に登録され、本県では、烏山の山あげ行事（那須烏山市）及び鹿沼今宮神社祭の屋台行事（鹿沼市）の2件が登録された。本県の文化行政においても快挙であり、大変喜ばしいことである。</p> <p>これらの行事は、地元保存会の皆様をはじめ、関係者各位の多大なるご尽力により、これまで長きにわたり伝承されてきた郷土のお祭りであり、絶対に将来に向けて絶やしてはいけない行事であることは言うまでもない。したがって、これらのお祭りについては、保存会や関係団体、行政との協議を重ね、お祭りの運営に関する支援策や伝承に必要な人材育成等に対する支援策を早急に検討すること。</p> <p>さらに、本県では、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、文化資源の磨き上げ、文化情報の戦略的発信、文化の担い手の育成に取り組むことを盛り込んだ「とちぎ版文化プログラム」を策定することとしている。ユネスコ無形文化遺産の今後の活用も含め、本県文化の振興と地域の活性化を図るため、「とちぎ版文化プログラム」をオール栃木体制で積極的に推進すること。</p>	<p>この度ユネスコ無形文化遺産に登録された本県の2つの行事については、これまでも、補助事業等により保存・活用への支援を行ってきたが、今後も、市や関係団体等と協力しながら、各種補助事業の活用や積極的な情報発信等により、一層の支援に取り組んでいく。</p> <p>新年度からは、統一テーマによる文化イベントの実施や県内各地での取組支援、本県文化の戦略的な情報発信など、「とちぎ版文化プログラム（仮称）」に基づく各種事業をオールとちぎで展開し、本県文化の底上げや地域活性化を図っていく。</p> <p>○とちぎ版文化プログラム推進事業費 70,124</p>

要 望 事 項	回 答
<p>6 DV被害者支援の充実について</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次改訂版）の素案が示された。DVを許さない社会づくりの推進、DV被害者支援対策の充実、DV対策の推進体制の充実と3つの基本目標からの展開になっている。</p> <p>その中で昨年要望した民間団体の運営費補助については、行政との協働による支援の充実の取組との回答を踏まえ、「安定した運営や人材育成等にも配慮」という文言が入ったことは大きな成果と考える。速やかに予算に反映するよう図られたい。</p> <p>また、2013年度以降配偶者暴力相談支援センターが4箇所になったことで相談件数は増加しており、2015年度は2,460件、とちぎ男女共同参画センターにおける一時保護件数は56件となっている。この56件という入所措置数は全体相談件数に比べ少ない。相談の結果、幸いにして入所保護までの状況に至らなかったのか、あるいは入所措置すべき判断基準と実情に差異が見られるのか不明である。とちぎ男女共同参画センターは心に傷を負った被害者が自信・自己肯定を取り戻し、自立に向けた一歩を踏み出す拠り所となるよう、寄り添った支援が求められる。また、退所時と退所後の切れ目のない支援についても、とちぎ男女共同参画センターが中核的な総合調整機能を担うことになっている。とちぎ男女共同参画センターが本来の機能を十分に発揮してきたのか検証することを求めるとともに、DV被害者支援の充実のための予算化を図られたい。</p> <p>7 性暴力被害者支援について</p> <p>県では、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）」が開設され、性暴力被害者への支援は一歩進んだ状況にあるといえる。</p> <p>こうした中、精神又は知的障がい者にあつては、本人が被害を受けたという認識がない場合や認識していても声を上げにくいなど、被害が潜在化することも懸念される。</p> <p>今後、そうした被害者等に対しても、「とちエール」の存在を知ってもらうための積極的な周知活動や各種支援に向けた各機関・団体との連携強化を図られたい。</p>	<p>一時保護所退所後の被害者等に対する集中ケア事業を実施するとともに、地域支援サポーターの養成に取り組んでいる。引き続き、民間支援団体と協働して被害者支援に取り組んでいく。</p> <p>また、一時保護については、被害者の求めに応じ委託を含め機動的に対応するとともに、今年度から、一時保護所に学習指導員や保育業務嘱託員を配置するなど支援体制の充実を図っている。</p> <p>これまでの取組状況や課題等を踏まえ、今後とも、とちぎ男女共同参画センターを中核として、市町や関係機関と緊密に連携・調整しながら、DV被害者への切れ目のない支援に取り組んでいく。</p> <p>とちエールについては、障害者団体の研修会等の場や視覚障害者等向けの音声コード付きリーフレットの配布などを通じて障害者等に対する周知を図っており、障害者の性暴力被害の潜在化防止・早期発見に努めている。</p> <p>また、連携会議やケース検討会議等において医療・福祉機関等とも情報を共有し、幅広い支援に向けた体制の充実強化を図っている。</p> <p>引き続き、関係機関・団体と緊密に連携し、被害者に寄り添った支援に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>8 関東・東北豪雨災害を受けての自然災害対応の見直しについて</p> <p>一昨年(2019年)の9月に発生した台風18号に伴う関東・東北豪雨災害においては、本県も甚大な被害に見舞われた。50年に一度と評されたこの災害を通じて、これまでの災害対応や防災のあり方を検証してきたと思われるが、改めてこの災害を教訓にした取り組みを強化すべきである。</p> <p>県内の河川では、相当数の箇所において想定外の浸水となったことを踏まえ、市町が作成する「ハザードマップ」の基礎資料ともなる洪水浸水想定区域図の必要な見直し作業を急ぐこと。</p> <p>依然、災害復旧工事が行われている箇所では、さまざまな課題が噴出している。特に工事関係事業者間における調整に不測の時間を要するケースや市町と県における工事時期等の調整に不測の時間を要するケース等さまざまである。災害現場は、ただでさえ、日常生活に支障を来している現状もあることから、通常の公共工事に増して災害復旧工事の優先化を図り、早期完成に努めること。</p> <p>山間部における被災箇所の傾向は、治山事業が未着手であった山林における土砂崩落災害により、下流域の土地改良等で優良農地となった圃場に土砂が堆積し作付けが不可能となる災害のケースも多々あった。こうした災害は、治山事業と農地整備を近接で行う場合、事前調整により、相互の事業を進めておくことで、「防災減災」につながるケースも少なくはない。したがって、この機会に既に被災した箇所の治山事業等の優先整備は当然として、今後事業化を図る治山事業と農地整備の事業者間協議を丁寧に行い、災害の未然防止に努めること。</p>	<p>現在、計画規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表しているが、近年の記録的豪雨による災害等を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨を対象として洪水浸水想定区域図の見直しを行っていく。</p> <p>一昨年の関東・東北豪雨災害では、公共土木施設について、県内で市町を含めて約600箇所の災害復旧工事の採択を受け、関係機関との協議・調整を進めてきた。すでに全ての工事発注を終えて復旧工事が進んでおり、今年度内にはほぼ全ての箇所で工事が完了する予定である。</p> <p>また、被災した農地・農業用施設のうち復旧未了の箇所については、次期作に間に合うよう、各種調整や技術的課題に対する市町等への助言を行っていく。</p> <p>治山事業や農地整備の実施に当たっては、今後とも、事前に関係市町や関係者と十分な調整を図りながら対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>9 指定廃棄物最終処分場問題について</p> <p>福島第一原発事故由来の指定廃棄物の処理を各県1か所に集約して処理する方針は、茨城、群馬において現地保管の継続を事実上容認する環境省の方針変更により、既に頓挫している状況である。</p> <p>本県においても、環境省が新たに示した、放射能濃度の再測定の方針に伴い、本年度6月～9月にかけて一時保管場所、計160か所のうち38か所で再測定を実施した。その結果、国の基準値8,000ベクレルを超える指定廃棄物は、放射性セシウムの自然減衰などで濃度が下がり、公共施設で保管している焼却灰などが約5,400トンから約3,100トンに減量、農家などで保管している稲わらなどは、推計で約8,100トンから2,100～3,400トン程度へと、大幅に減量した。全体で約13,500トンが5,200～6,500トン程度に減る見通しとなった。しかしながら、環境省は、栃木県に関しては、個人の農家の庭先などでの保管が多く、他県とは事情が違うとして、1か所に集約して処理する方針を変えないとしている。</p> <p>一方、詳細調査候補地である塩谷町は、国に対し、候補地を返上した上で白紙撤回を求めている。こうした中、環境省は、塩谷町内全戸に対し、説得のためのダイレクトメールを4回に渡り郵送したものの、成果を得る事はできず、続いて塩谷町内の全戸直接訪問を試みたものの、住民の強い反発を受け、現在中断している状況である。</p> <p>また、11月に施行された、栃木県知事選挙においても、現職は大差で4選を果たしたものの、25市町のうち、唯一塩谷町のみ、敗北するという結果に終わっている。</p> <p>こうした現状に鑑み、2016年度末を目途に改めて行われる特措法の施行、進捗状況の点検に当たり、特措法及び各県処理の方針見直しを国に働きかけられたい。</p>	<p>国は、再測定結果を踏まえ、これまでどおり長期管理施設による集約処理を進めていくとの方針を示していることから、本県の指定廃棄物は、現行の方針に沿って処理することが現実的な解決策である。</p> <p>このため、国には引き続き地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努め、粘り強く働きかけるよう強く求めていく。</p> <p>また、国は、農家等の負担軽減策を講じるべく、現在、農家等の意向を個別に確認しているところであり、県としては、その結果を踏まえ、国と市町、保管者の間に入って調整するなど、積極的に役割を果たしていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>10 未来につなぐエネルギー戦略の促進について</p> <p>本県における再生可能エネルギーは、太陽光以外にも、小水力、温泉熱、地熱、木質バイオマス等さまざまな可能性を秘めている。こうしたことから、これまでも数々のモデル事業を実施し、本県の再生可能エネルギーの導入可能性を探ってきたと思われるが、特にその効果が実証できたものについては、更なる導入促進を図ること。このほか、関東・東北豪雨災害を教訓に、県及び市町の防災拠点における再生可能エネルギー等の導入についても積極的に整備促進すること。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、これまで、県有施設への地中熱やコージェネレーション設備等の導入、事業者に対する水力・温泉熱・バイオマス等の導入支援に積極的に取り組んできた。</p> <p>引き続き、地熱の理解促進セミナーを開催するとともに、新たに自然公園施設への導入可能性調査を行うなど、導入促進を図っていく。</p> <p>また、防災拠点への導入については、今後も国の補助事業を活用しながら促進に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>11 自然と調和した太陽光発電事業促進のための対策について</p> <p>本県は、全国に誇る豊かな日照時間を有することから、再生可能エネルギーにおける太陽光発電の導入が急激に進んでおり、農地やゴルフ場をはじめ、自然や景観等を保全すべき国立公園や県立自然公園等においても太陽光発電施設の建設が行われ、本県の土地利用に大きな影響が出ている。このため、各地の適切な土地利用への影響を回避することを目的とし、太陽光発電における導入のためのガイドライン等を整備するよう、2016（平成28）年度当初予算、並びに中間期要望において提案した。</p> <p>県は、昨年9月の中間期要望回答では、FIT法改正（2017年4月1日施行）により、今後、国が地域との共生や設備の保守点検、事業終了後の設備の廃棄等についてのガイドラインを策定・公表することとしているため、本県独自のガイドラインの整備については言及しなかったが、隣県である茨城県でも、県独自のガイドラインを策定し、県独自のエネルギー自治を進めている。</p> <p>今回のFIT法改正は、再エネ設備設置自治体が再エネ開発を制御するための権限を有したわけではないこと、情報公開の水準が高くないこと等が課題とされ、例えば、通告なしの設備設置を事前に回避するために「認定要件に立地自治体の同意を得ることを追加する」といった水準の規制は導入されなかった。</p> <p>前述した茨城県のガイドラインでは、施設の適正な設置の項目の中で、地元関係者から施工や維持管理等に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を求めており、いわゆるエネルギー自治の確立のために独自規制を有している。</p> <p>こうした事例を鑑み、本県でも既に県立自然公園等で大規模な太陽光発電所建設に対し、地元住民の反対運動等も激化していることから、早期に地域との共生を図り、適正な土地利用を促す本県独自のガイドラインを整備するとともに、県立自然公園条例等の改正も視野に入れ、早期に検討すること。</p>	<p>メガソーラーの設置をめぐる土地利用については、安全性、景観、自然環境等の観点から様々な意見や懸念が生じている。このため、県では市町の要望を受け、知事会等を通じ、国に全国統一のガイドラインの策定を要望してきた。</p> <p>今般公表された国のガイドライン案では、適切な立地誘導、災害防止等に係る法令遵守事項や景観等への配慮事項、さらには地域との関係構築まで遵守事項に含まれていることから、県としては今後決定される国のガイドラインに基づき、適切な指導を行っていく。</p> <p>また、国では、国立公園特別地域内における太陽光発電設備設置の許可基準について、昨年度、自然公園法施行規則を改正したほか、国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正も検討されており、近く示される予定である。</p> <p>県立自然公園においても、国の基準に準じていることから、適切に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>12 森林・林業・木材産業の振興について</p> <p>県土の55%を占める森林は、水や木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など県土環境を守る重要な国民共通の財産であり、現在、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えている。加えてスギの場合、樹齢20年頃が最もCO₂を吸収し、その時期をピークに徐々に吸収量は下がっていくため、間伐に加え、皆伐も視野に入れ、再び植林して山を若返らせて循環させていくことが求められている。</p> <p>現在、日本の年間の森林成長量は約1億m³だが、実際の利用量は約2,000万m³に留まっている。</p> <p>このような中、CLT（ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル）が断熱性、遮音性、耐火性や強度の面で優位性が示され、地域材需要の飛躍的な拡大が期待できるようになった。これまで木材の使用が厳しかった中高層建築物等への木材利用を拡大するため、建築基準法の改正や技術革新が進み、県でも、とちぎ木材利用促進方針を改訂して、3,000m²以下の施設は基本木造で、二階建て以下1,000m²未満の施設は原則木造化としたところであり、低層が多い福祉施設や公共施設等の木造化を強力に推進されたい。</p> <p>さらに、セルロースナノファイバーの利活用に向けた検討、東京オリンピックに向けた新国立競技場へのとちぎ材の導入についても引き続き取り組むとともに「とちぎ材の家づくり支援事業」の更なる拡充を図ること。</p> <p>国に対しても、新たな「森林・林業基本計画」に基づき、路網の整備、施業集約化、所有者と境界の明確化、獣害対策、国産材の需要拡大等、森林・林業施策の具体的進展が図られるよう働きかけを要望する。</p>	<p>木材需要が拡大している中、本県では川上における素材生産の拡大が喫緊の課題となっていることから、「とちぎ森林創生ビジョン」において素材生産量を1.5倍の60万m³とする目標を掲げ、皆伐の促進、森林経営計画における増産目標の明確化など、生産力の強化・拡大に取り組んでいく。</p> <p>併せて、「とちぎ木材利用促進方針」に基づき、中大規模建築物を含めた公共施設等の木造・木質化を進めていくほか、とちぎ材の家づくり支援事業の拡充や、先端技術であるセルロースナノファイバーの利活用に向けた検討、新国立競技場でのとちぎ材利用に向けた情報収集等に取り組み、県内外へのとちぎ材の需要拡大・魅力発信を図っていく。</p> <p>また、森林・林業施策の充実について、様々な機会をとらえ国に対して要望等を行うとともに、今後とも国の補助事業等を積極的に活用するなど、森林・林業・木材産業の振興に努めていく。</p> <p>○公共事業費（環境森林部） 4,227,171</p> <p>○県単公共事業費（環境森林部） 422,002</p> <p>○とちぎの山業・羽ばたく人材フロンティア事業費 35,304</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	○とちぎ材の家づくり支援事業費 164,321

要 望 事 項	回 答
<p>13 野生鳥獣対策について</p> <p>2015年度の野生鳥獣による農作物被害金額は約3億7,200万円に上り、対前年度比105%となった。サル、ハクビシン、クマの被害が減少したものの、イノシシ、シカによる被害は増加している。イノシシは捕獲目標1万頭に対し、7,654頭となった。2013年度末時点で栃木県内では約3万3,500頭のイノシシが生息すると推計されており、8,000頭程度の捕獲では個体数が減少しないことから、目標の1万頭を捕獲できる効果的な対策が求められる。引き続き捕獲対策に従事する人材の確保・育成や報奨金の増額を図ること。</p> <p>また、ICTを活用するなど先進的な獣害防除技術の導入、県域を越えた広域的な連携・対策にも努められたい。</p>	<p>イノシシの捕獲目標10,000頭を確実に達成できるよう、引き続き捕獲者の支援に取り組んでいく。</p> <p>また、狩猟免許試験受験者に対し事前講習会テキストの無料配付を行うなど負担軽減を図るとともに、狩猟の魅力や社会的意義をPRする講座等を開催し、捕獲の担い手の確保・育成に努めていく。</p> <p>さらに、効果的な被害防止に向け、ICTを活用した被害防止技術の実証に取り組むとともに、近隣県との情報交換にも努めていく。</p> <p>○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費 207,415</p> <p>○鳥獣から農作物を守る対策事業費 115,924</p>

要 望 事 項	回 答
<p>14 とちぎリハビリテーションセンターの経営形態見直しについて</p> <p>とちぎリハビリテーションセンターについては、昨年、経営形態の見直しとして、非公務員型の地方独立行政法人化の方針が示された。地方独立行政法人は、地方公営企業法による運営よりも、予算・財務・契約、職員定数・人事などの面で自律的・弾力的な経営が可能になるとされている。</p> <p>しかし、経営形態見直し後の県からの負担金のあり方や職員の処遇・勤務条件等については、現在のところ具体的なことが示されておらず、職員は不安感を持っている。今日までのとちぎリハビリテーションセンターにおける財務・人事・政策医療等の具体的課題を明らかにし、今後、職員組合とも十分な協議を行うとともに、県民サービスの向上に資するものとなるよう十分検討すること。</p>	<p>経営形態の見直しは、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性などを最大限に活かし、医師や医療従事者の確保等を図りながら、医療環境の変化に対応した柔軟な病院経営を行っていくために実施するものである。</p> <p>地方独立行政法人化後の職員の処遇・勤務条件等や法人の運営については、職員説明会等で基本的な考え方を示してきたところであるが、今後とも職員との話し合いや職員組合との協議を行い理解を深めてもらうとともに、県民に良質な医療を提供できるよう具体的な検討を行っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>15 介護保険サービスの充実について</p> <p>厚生労働省が2016年12月28日にまとめた2016年度介護事業経営概況調査結果によると、介護保険の全21サービスの8割近い16サービスで収益が悪化しており、また東京商工リサーチの調べによると、昨年の老人福祉や介護に関連する事業所の倒産件数は108件で、介護保険制度が導入された2000年以降で最悪の件数になった。</p> <p>慢性化した人材不足や介護報酬の改定などの影響で、小規模の事業所を中心にさらに経営状況が厳しくなると言われている。このような中、厚生労働省は、介護人材の処遇改善と確保を図るため、4月から介護報酬を臨時改定し、1.14%引き上げる方針を決めた。条件としては、勤続年数や資格の有無、実技試験、人事評価などいずれかに応じた昇給の仕組みを就業規則で設けた場合に月額平均1万円相当加算するとしている。</p> <p>現状では約7割の事業者が条件に該当すると見込まれているが、小規模事業所の経営悪化の状況を鑑み、県内の事業所の実態を早急に調査し、小規模事業所が当該加算措置を受けられるよう支援し、事業者や介護スタッフの労働環境を整えることで、より良い介護保険サービスの充実を図りたい。</p> <p>また、特別養護老人ホームは個室ユニット型が主流となっているが、入所者の個性等に合わせて、選択可能とするように多床室を設けた混床型の整備も推奨されたい。その際には、市町や運営事業者に対し、活用できる補助制度を周知すること。</p> <p>さらに、介護事業者の介護報酬の水増し請求などの不正の壊滅に努められたい。</p>	<p>臨時の介護報酬改定により、平成29年度から介護職員処遇改善加算の更なる拡充が行われる見込みであり、介護職員の賃金改善につながるよう、引き続き、小規模事業者も含めた介護保険事業者に対して、処遇改善加算の趣旨や算定手続きなどの周知に努めるとともに、実地指導や集団説明会において適切に指導することにより、介護保険サービスの充実を図っていく。</p> <p>また、特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型を基本としながら、多床室についても、プライバシーの確保や「個別ケア」への配慮等を条件に整備を認め、その新設又は増床に対して助成しており、このことについては、県のホームページや市町の説明会等において周知を図っているところである。</p> <p>さらに、介護報酬については、適正な給付申請が行われるよう、引き続き実地指導や集団説明会で指導していく。</p> <p>○介護人材緊急確保対策事業費 88,475</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○介護基盤整備等事業費 2,846,600</p> <p>○社会福祉施設等整備助成費 1,523,458</p>

要 望 事 項	回 答
<p>16 障がい者への虐待について</p> <p>本県における2015年度の障がい者への虐待通報は70件、うち虐待と認定されたケースは25件で、そのうち、障がい者福祉施設従事者等による虐待に係る通報が21件で虐待と判断されたものが4件である。</p> <p>施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがある。そのため、家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要がある。</p> <p>県は市町とともに、虐待通報への対応に当たっていると聞いているが、虐待の調査として、事実確認を行う場合、通報者立ち会いの上、現場で行い、かつ、通報の記録に対し、通報者がその記載内容を確認することを義務付けされたい。</p> <p>また、障がい者施設において虐待と認定されたケースへの対応については、再発防止に向け、関係法令に基づく適切な指導・処分を行うこと。</p> <p>さらに、障がい者施設への第三者評価の導入等、外部からのチェックによる虐待の未然防止に努められたい。</p> <p>自らの意思を言葉にして伝えることの出来ない障がい者への虐待に対する対応については、人権擁護の観点から最重度の熱意と施策を強く要望する。</p>	<p>障害者虐待の防止は、障害者の尊厳を守り、その自立及び社会参加にとって極めて重要であることから、虐待の未然防止や早期発見、再発防止等に積極的に取り組んでいる。</p> <p>通報は虐待発見の重要なきっかけではあるが、通報者の調査立会いについては、調査への影響、通報者の特定や不利益な取扱いの懸念もあることから、適切な対応を研究していく。</p> <p>今後とも、虐待の事実が確認された場合は、再発防止策を盛り込んだ改善報告を提出させ、その後の改善状況について随時確認するなど厳格な事業所指導を行うとともに、実地指導や研修の実施、福祉サービス第三者評価事業の活用促進等により、虐待防止の徹底に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>17 生活困窮者支援について</p> <p>生活困窮者自立支援事業は、「自立と尊厳」「つながりの再構築」「子ども・若者の未来」「信頼による支え合い」の4つを基本視点に生活支援体系として、「包括的・個別的な支援」「早期的・継続的な支援」を行い、社会的自立から経済的自立へと、個々人に着目し段階に応じた支援を行うことでスタートした。</p> <p>その中で、生活困窮者自立支援事業の任意事業である一時生活支援事業については、本県の取り組みは皆無であり、依然として検討の域を出ない。住まいを失った相談者に対して継続した支援に繋げるには、一定期間の宿泊場所や食事の提供とともに、生活を再建するための住まい探し及び就労に向けた支援が求められる。ホームレス対応というだけでなく、若者の社会漂流を防ぐためにも必要な事業である。昨年行われた第3回生活困窮者自立支援全国研究交流大会での資料によると、ホームレス・住まい不安定の人については、一時生活支援事業の利用により、安定した住まいの確保（59.9%）をはじめとして、就労・健康面も含めた改善が確認できたとのことである。</p> <p>このように、一時生活支援事業は生活困窮者への自立支援として、高い効果が期待できるものであり、県が率先して取り組まれない。</p>	<p>生活困窮者の自立支援については、制度開始から2年が経過し、住まいを失ったという差し迫った相談が一定程度あったことを踏まえ、今後はこのような相談者に対し、一時的な宿泊場所や食事を提供するとともに、生活再建のための住まい探しや就労に向けた支援を行う一時生活支援事業を実施していく。</p> <p>○生活困窮者自立支援事業費 2,827</p>

要 望 事 項	回 答
<p>18 保育所待機児童対策について</p> <p>県内でも保育認定の要件緩和や低年齢児の保育ニーズが高まる中、この間、市町と連携し保育所・認定こども園の新設や定員変更など受入れ枠の拡大を積極的に行った結果、昨年4月における待機児童数は10市町で計155人と報告された。</p> <p>一方、保護者が育児休業中や特定の保育施設を希望することで、待機児童に含まれない潜在的な待機児童数が昨年9月、厚生労働省から初めて公表され、県内でも13市町に計769人いることが判明。4月入学の学校と異なり、入所時期が随時可能である保育所等では年度途中で更に潜在的な待機児童数が増えることが懸念される。</p> <p>よって、国の保育所等利用待機児童の定義のあり方を注視しながら、新年度に向けた県内入所希望数の実数把握に努めるとともに、受入れ枠確保への対応に市町と連携し取り組まれたい。</p> <p>また、修学資金の貸付けや再就職支援事業など国の制度を活用しながら、昨年設置した保育士・保育所支援センターを通じ、保育人材の育成・確保にも努めているが、未だこれらの周知が充分でない状況にある。それら制度や施設の一層の周知とセンター分室の設置検討や、小学校教諭等資格保有者の従事における国の修学資金貸付等事業が対象となるよう国に働きかけされたい。</p> <p>さらに保育資格保有者の就職希望のアンマッチが見られる中、まずは短時間のパート勤務からスタートして段階的にフルタイムへと移行するような、工夫した勤務態様を保育所等へ働きかけるなど、柔軟な対応も検討するとともに、依然として保育人材の給与水準が低いことから、処遇の改善に県としても努力されたい。</p>	<p>待機児童については、現在、国において定義の見直しを検討しているところであり、県としては、その結果を受け適切に対応するとともに、待機児童の解消に向け、引き続き、各市町と緊密に連携し、保育ニーズを的確に把握しながら、計画的に保育所、認定こども園等の整備を促進していく。</p> <p>また、とちぎ保育士・保育所支援センターや保育士確保のための支援制度については、センターや市町と連携し、更なる周知を図っていく。</p> <p>なお、潜在保育士の再就職支援事業等の貸付については、国庫補助の対象要件が保育士に限定されていることから、国の動向を注視していく。</p> <p>潜在保育士と施設とのマッチングについては、多様な働き方が可能な勤務形態の活用について、保育園長会議等を通じて経営者側へ働きかけていく。</p> <p>保育士の処遇改善については、国において、これまでの改善に加え、平成29年度からさらに2%相当の改善及び技能・経験に着目した改善を行うこととされているが、更なる処遇改善について、引き続き全国知事会等を通じて国に要望していく。</p> <p>○安心こども特別対策事業費 1,894,782</p>

要 望 事 項	回 答
<p>19 とちぎ結婚サポート総合戦略の策定等について</p> <p>とちぎ創生15戦略の克服戦略として取り組む結婚支援において、婚姻件数を2019年目標値11,000組とする中、本年1月とちぎ結婚支援センターが開設された。今後、多くの結婚につなげていくために会員登録目標を2017年度末1,100人としている。センターの設置場所は宇都宮市内の大通りに面しているとはいえ、来訪者のアクセス向上へ専用駐車場の整備を図られたい。</p> <p>また、同センターではこれまでとちぎ未来クラブが実施してきたお見合いパーティーなどのイベントや、地域や企業で応援する結婚サポーター支援業務も担うこととなるが、取り組みの成果が着実に得られるよう市町が行っている結婚支援事業との相互連携、イベントの共同開催や結婚サポーターの養成に加え、結婚を予定しているカップルを社会全体で応援する仕組みづくりのほか、とちぎ結婚支援センター・サテライト施設の早期設置等に取り組まれたい。</p> <p>さらに、これら事業を推進するための「とちぎ結婚サポート総合戦略」の策定に取り組まれたい。</p>	<p>とちぎ結婚支援センターについては、公共交通機関の利便性が高く、また、周辺に時間貸しの民間駐車場が多く整備されているなど、来訪者のアクセスに配慮したものとなっている。</p> <p>また、センターでは、県や市町等を実施している出会いの場イベント等の情報を一元的に発信するほか、市町の結婚相談員等を対象としたスキルアップ研修を実施するなど、結婚支援拠点機能の充実にも努めていく。</p> <p>併せて、民間企業等の協力を得て、新婚夫婦等が特典を受けられる「とちぎ結婚応援カード（仮称）」事業を新たに実施し、結婚支援の更なる充実強化を図るとともに、利用者の利便性の向上と登録者の拡大に向け、いわゆるサテライトセンターのあり方について市町と検討を進めていく。</p> <p>結婚支援事業の推進に当たっては、「とちぎ創生15戦略」に基づき、市町、関係団体等との連携を図りながら、オール栃木体制で進めていく。</p> <p>○とちぎ結婚応援カード事業費 6,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>20 看護職員の人材育成支援について</p> <p>2017年度までの5か年を期間とする県保健医療計画（6期計画）では、看護職員のうち人口10万人当たりの職員数で全国平均を下回る職種は助産師及び看護師となっている。また、看護師・准看護師については、急性期から慢性期までの幅広い患者への支援が求められ、在宅医療の推進に伴い訪問看護師としての期待も高まっている。</p> <p>この間、医療の高度化・専門性や処遇面から県内での正看護師数が増える一方、准看護師数は横ばい状態である。しかしながら、県内で従事割合が高い准看護師の育成は、今後の在宅医療推進に伴う看護職の需要にとっても不可欠であるとともに、再就職を目指す者にとっては有力な選択肢となる資格職として重要である。</p> <p>そうした中、那須郡市医師会立黒磯准看護学院の閉校が予定されるなど、県内の准看護師養成校が減少し続けており、今後これら養成機関の存続が危ぶまれている。よって、これら養成機関及び学生に対する支援に県としても一層取り組まれない。</p>	<p>准看護師の養成については、新年度において足利市医師会附属准看護学校の施設整備を支援していくほか、子育てによる離職者の准看護師への再就職等を支援する修学資金貸与制度を新たに創設する。</p> <p>○看護師等養成所施設整備助成費 58,349</p> <p>○看護職参入促進事業費 19,918</p>

要 望 事 項	回 答
<p>21 本県の犬猫殺処分ゼロを目指す取り組みの強化について</p> <p>昨年末、茨城県では「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が議員提案で可決成立した。長年の犬猫の殺処分件数の多さを憂い、自発的な取り組みとして、県や市、所有者等の責務を明確に規定するとともに、目的達成のための支援制度や財政措置の在り方を定めており、本県の犬猫殺処分ゼロ対策にも大いに参考になる条例である。</p> <p>本県においても、県内の幾つかの自治体において、独自の避妊去勢に関する補助制度等を規定することで、みだりな繁殖を抑制する努力をするケースも見受けられるが、まだ、その実情は道半ばであり、支援制度そのものも決して十分なものとは言えない。一方、「保護ボランティア」と呼ばれる方々の献身的な犬猫の保護活動もある傍ら、ボランティアの高齢化や保護する場所の確保等も重大な課題となっており、もはや、県民個人では解決できない課題となっている。</p> <p>こうした状況を鑑み、本県も犬猫殺処分ゼロを目指す条例の早期制定に向けて、まずは、行政をはじめ、関係団体や保護ボランティア、動物飼養関係者等による検討の場を確保し、条例化のスケジュールを明確にするとともに、犬猫殺処分の現状や動物愛護の精神等を県民へ啓発すること。</p>	<p>動物愛護の推進については、これまで、平成20年度に策定した栃木県動物愛護管理推進計画に基づき、市町、獣医師会、動物愛護団体等と連携しながら、各種施策に取り組んできた。</p> <p>その結果、犬・猫の引取り数や殺処分数が順調に減少し、特に殺処分数については、県民の理解や関係機関、愛護団体等の協力もあり、平成27年度は初めて1,000頭を下回る852頭となった。</p> <p>今後とも、人と動物の共生する社会をつくり、殺処分ゼロを目指して、動物愛護の普及啓発、適正飼養の推進等に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>22 とちぎの活力向上に向けた産業振興について</p> <p>(1) 中小・小規模企業の活性化と産業人材の確保・育成について</p> <p>2016（平成28）年度は「とちぎ産業成長戦略」の初年度となり、5つの重点プロジェクトとともに示された2つの基盤施策として、中小企業・小規模企業の活性化と産業人材の確保・育成が掲げられ、その推進に向け現在、すでに様々な具体的施策が展開されている。</p> <p>そこで、県内企業の99.8%を占める中小・小規模企業は、地域の経済・雇用を支える存在として重要な役割を果たしていることから、「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を踏まえ、創業から成長、さらには持続的な発展や円滑な事業承継に至るまで、企業の成長段階に応じた持続的な支援を、さらに、人口減少・少子高齢化等により社会構造が大きく変化する中で、新商品の開発など創意ある新たな事業活動に取り組む経営革新や、サービス産業の生産性向上、ネットビジネスへの新規参入を含めた情報通信技術（ICT）の活用等への支援を、加えて、地域資源を活用した新たな製品やサービス開発等への支援を、それぞれよりきめ細かく行うこと。</p> <p>また、産業構造の変化や労働人口の減少等が進む中、本県経済をより一層活性化させるために、貴重な経営資源である人材を確保・育成し、中小・小規模企業の経営力向上を支援するとともに、本県のものづくり産業等を支える技能者の裾野の拡大を図り、さらには、首都圏で就学している学生等の本県へのU I J ターン就職を積極的に促進するとともに、学生等求職者、企業、学校それぞれが求める情報の集約と発信等により、若者の県外流出の抑制や県内企業が求める人材の確保を図り、加えて、県内中小企業における女性の活躍や、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備、障害者や高齢者等への就労支援を、それぞれよりきめ細かく行うこと。</p>	<p>県、市町、商工団体、金融機関及び専門家等で構成する「とちぎ地域企業応援ネットワーク」等を活用し、企業の成長段階に応じた持続的な支援を行っていく。</p> <p>また、創意ある新たな事業活動に取り組む経営革新や、サービス産業の生産性向上、情報通信技術（ICT）等を活用した新規顧客獲得・販路拡大などを支援していく。</p> <p>加えて、伝統工芸品等の生産者とホテル・旅館等サービス提供者が連携して行う、地域資源を活用した取組を支援していく。</p> <p>県内産業を支える人材の育成・確保については、企業在職者を対象とした訓練を引き続き実施するなど、ものづくりを支える若い人材の裾野の拡大に努めていく。</p> <p>また、学生等を対象とした職場見学会や合同説明会・面接会を開催するなど、きめ細かな就職支援を行うとともに、都内における各種就職ガイダンスの開催や、就職促進協定校との連携により、U I J ターン就職を推進していく。</p> <p>さらに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等を支援し、県内中小企業における女性の活躍や仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を促進するほか、関係機関と連携して障害者や高齢者等の就労支援の強化に取り組んでいく。</p> <p>○ものづくり技術強化補助金 30,000</p> <p>○とちぎサービス産業応援プロジェクト事業費 16,174</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業費 30,085</p> <p>○技能五輪・アビリンピック開催事業費 659,008</p> <p>○U I J ターン雇用対策事業費（一部再掲） 19,709 (3,293)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) 企業誘致と産業団地開発について</p> <p>本県は東京圏に近接し、東北道と北関東道、加えて、特に昨年の圏央道との接続により、更なる充実が図られるなど、恵まれた高速交通ネットワークや、地震などの大規模な自然災害リスクの少なさなど、県外企業の本社・研究開発機能、工場等の誘致を推進するのに優位な立地環境・条件を有している。</p> <p>そこで、県内各市町等と連携を図りながら、既立地企業の操業の円滑化や設備投資を支援し、その定着・集積をさらに促進するほか、企業にとって魅力ある新たな産業団地の提供や、物流を含めた立地環境の向上を図るとともに、インセンティブを充実強化して積極的に企業誘致に取り組むこと。</p>	<p>県内8つの工業団地連絡協議会等との意見交換会を通じて企業の声を聞くなど、市町等と連携し既立地企業の操業の円滑化や設備投資を支援していく。</p> <p>また、県内市町と緊密な連携を図りながら、時機を失することのないよう将来の需要を見据えた新たな産業団地の整備に努めていく。</p> <p>さらに、物流の高度化・効率化に資する内陸型国際物流拠点の整備を支援するとともに、今年度から充実を図った企業立地優遇制度の積極的なPRに努め、戦略的な企業誘致に取り組んでいく。</p> <p>○産業活性化金融対策費 26,258,500</p> <p>○企業立地推進補助金 1,260,000</p> <p>○内陸型国際物流拠点整備事業費補助金 70,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>23 観光立県とちぎの推進について</p> <p>2017（平成29）年は「ツール・ド・とちぎ」や「プレデスティネーションキャンペーン」、さらには「第2回「山の日」記念全国大会」や「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」など、全国規模のイベントが本県で連続して開催されることとなる。従来より指摘されている、低迷する魅力度ランキングなどを考慮しても、より総合的な見地から、発信力を向上させる好機が到来したと捉えるべきである。そして、魅力度や発信力を向上させる上で、大きな要素の一つとなるのが、観光政策であることは言うまでもない。</p> <p>そこで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、さらには2022年に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を見据え、多様な旅行ニーズに対応した本県観光の魅力づくりに着実に取り組むとともに、国内外に向けて集中的なプロモーション等を展開するなど、より戦略的な観光誘客に取り組み、「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例（仮称）」も踏まえたオール栃木体制による「おもてなし運動」の展開や外国人観光客の受入環境の整備を綿密に進めるとともに、県内各市町・各観光協会・その他の観光関係団体や近隣都県との広域連携も図りながら、それぞれの地域が主体となった観光地づくりを推進するなど、本県観光産業の更なる発展を図られたい。</p> <p>また、県内での観光客の周遊性・滞在性の更なる向上を図るための「本物の出会い 栃木」パスポート事業については、より効果的な事業とするため、上記の様々なイベント等と十分に連携させるとともに、ステージクリアの際の特典の充実を図るほか、参加施設の拡充やパスポート発行所の増設等、サービス向上に取り組むこと。</p>	<p>デスティネーションキャンペーン（DC）の開催に向けては、万全の準備を進めるとともに、「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」や国立公園満喫プロジェクト、「山の日」記念全国大会等の大型イベントとの連携により相乗効果を高める効果的なプロモーションを展開するなど、国内外からの戦略的な観光誘客を図っていく。</p> <p>また、来たる2月通常会議に提出予定の「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例（仮称）」の理念に沿って、観光事業者はもとより県民・企業に対し「おもてなし」の実践を促しながら、オールとちぎでおもてなしの向上を図るとともに、市町、観光関係団体等と連携しながら、外国人観光客の受入態勢の充実や地域が主体となった観光地づくりと観光産業の更なる発展を促進していく。</p> <p>周遊パスポート事業については、本県開催の大型イベントと連携し、相乗効果を十分に発揮できるよう、参加施設や発行所の増、抽選機会の拡大など利用者の利便性やサービスの向上に努め、観光客の周遊性向上と滞在時間延長を図っていく。</p> <p>○デスティネーションキャンペーン推進事業費 151,063</p> <p>○国立公園満喫プロジェクト推進事業費（一部公共・再掲） 411,289 (405,924)</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○海外誘客プロモーション事業費 34,920</p> <p>○とちぎのおもてなし向上事業費 17,624</p> <p>○とちぎ版DMO形成促進事業費 17,590</p>

要 望 事 項	回 答
<p>24 本県の「働き方改革」の取り組み推進について</p> <p>政府は、一億総活躍社会の実現に向けて、いわゆる「働き方改革」を打ち出した。さまざまなワークルールの改正を目指すほか、非正規雇用の待遇改善など大胆な改革を目指している。しかしながら、こうした改革を推し進めるには、長時間労働等で問題となった電通事件でも明らかなおお、企業サイドの意識改革が重要である。</p> <p>したがって、本県においても独自の「働き方改革」を進めるために、まずは、長時間労働の是正に向けた県内各企業への啓発活動等を強化すること。併せて、本県の企業実態を把握したうえで、本県にふさわしい、仕事と生活との調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みを推進すること。</p> <p>また、女性活躍推進の観点からの取り組みとして、「とちぎ女性活躍応援団」の趣旨に賛同する企業・団体等の登録団体数の増加に努めるとともに、県庁で取り組んだ「イクボス宣言」を企業・団体等にも普及させること。</p>	<p>企業への啓発については、県、労働局及び宇都宮市を構成員とする「働き方改革推進本部」において、県内の労使関係団体、企業等に対し、長時間労働の削減を始めとする働き方改革に関する要請等を行っている。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進については、県、労働局、市町及び労使関係団体を構成員とする「とちぎ公労使会議」において、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止等の協働宣言をとりまとめたところであり、昨年10月には実務者レベルの会議を立ち上げ、協働宣言の実現に向けて継続的に協議を進めていくこととした。</p> <p>「とちぎ女性活躍応援団」については、専用サイトや各種講座でのPRに加え、事業者向け説明会など様々な機会をとらえて登録を呼びかけ、会員数の増加を図るとともに、「イクボス宣言」についても周知・普及を図り、県内企業・団体における働き方改革の取組を促進していく。</p> <p>○女性活躍応援事業費 21,922</p>

要 望 事 項	回 答
<p>25 新しい栃木の農業戦略について</p> <p>本県における「強い農業」をさらに持続していくためには、本県の魅力ある農村を守り、適地適作による多種多彩な農産物の作付け並びに農業環境を継続するために必要なソフト・ハードの取り組みを引き続き強力に推進しなければならない。国の農業政策は、依然、大規模集約化や法人化等を意識し、農地中間管理機構を基軸に取り組みを進める計画であるが、本県の農山村地域の実情を勘案し、こうした地域が荒廃しないような永続的な取り組みを講じなければならない。</p> <p>したがって、中山間地域の対策を強化し、各地で栽培されている農作物に対する支援を講じること。</p> <p>また、新規就農者を拡大するために、研修の充実や施設整備に対する支援の拡充を図り、本県が独自で取り組んでいる中古ハウスの斡旋事業等に引き続き取り組むこと。</p> <p>さらに、とちぎの農産物のブランド力向上、そして、園芸作物の強化は、農業の成長産業化に向け、大変重要である。したがって、引き続きの当該農産物の品質向上対策、収量アップ対策並びに、農商工連携や6次産業化の推進、ブランド農産物の積極的な輸出のための販路開拓を進め、名実共に「成長産業として進化する農業とちぎ」を確立するための予算や施策を実施・拡充されたい。特に「いちご」の収量アップ、品質向上対策も含め、「いちご王国とちぎ」の確固たる地位確立に向けた取り組みの充実強化を図ること。</p>	<p>中山間地域については、農業生産活動が継続的に行われるよう、引き続き、中山間地域等直接支払制度の円滑な実施とともに、地域特産物づくりを支援していく。</p> <p>また、新規就農者の円滑な就農・定着を促進するため、研修環境の充実を図るとともに、引き続き、経営資源仲介推進員による中古施設等のマッチング支援等に取り組んでいく。</p> <p>園芸の振興については、いちご、トマトの競争力強化を始め、これらに続く新たな主力品目であるにら、アスパラガス、なしの生産拡大を図っていく。特にいちごについては、品質向上対策等により「いちご王国とちぎ」の確立に向けた取組を推進していく。</p> <p>併せて、県産農産物のブランド力強化については、各種施策の充実を図るとともに、農業の6次産業化については、新商品開発のための技術の取得や加工施設・機械の整備等を引き続き支援していく。</p> <p>○農業人材力強化総合支援事業費 790,679</p> <p>○競争力強化生産総合対策費 1,996,048</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○水田農業構造改革推進事業費 80,634</p> <p>○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費 119,184</p> <p>○とちぎの園芸活力創造総合推進事業費（一部再掲） 1,358,366 (1,112,059)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>26 とちぎ農産物輸出戦略の推進について</p> <p>少子高齢化や人口減少等により、農産物の国内需要の減少が見込まれる中、「稼げる農業」を実現するためには、海外における県産農産物の継続的な販路拡大を図るとともに、県内の生産供給体制を確立する必要がある。本格輸出を実現するためには、輸送コストの縮減や輸出に対応した産地の育成等が不可欠である。</p> <p>本県では、2016年度から5年間における農産物輸出拡大に向けた「とちぎ農産物輸出戦略」を策定し、2020年度の輸出目標額を3億円としている。目標達成に向けては6つの輸出拡大戦略を掲げており、その具体的な対応は確実に効果を発揮しており、2015年度末の本県農産物輸出実績では、初めて1億円を超える、1.33億円の実績を叩き出し前年度比140%の実績となった。牛肉のシンガポールへの輸出開始、にっこりのマレーシアでの輸出本格化等着実に歩みを進めており、今後もジェットロ栃木貿易情報センター等との連携により、積極的な市場展開を図りたい。</p> <p>さらに、本県が全国に誇る生産量である「いちご」の輸出事例もあるとおり、県内のさまざまな販路、輸出ルートを掌握するとともに、そうした事例における輸出拡大に向けた支援を行うこと。</p>	<p>県産農産物の輸出拡大を図るため、「とちぎ農産物輸出戦略」に基づき、昨年6月、県、市町、農業団体、ジェットロ栃木貿易情報センター、輸出企業等を構成員とする「とちぎ農産物輸出促進会議」を立ち上げたところであり、今後とも、輸出目標額3億円の早期達成を目指し、オール栃木体制で取り組んでいく。</p> <p>県内生産者等による輸出事例については、適宜、情報収集に努めるとともに、輸出に取り組む産地等が行う海外での販売促進活動やバイヤーとの商談等についても引き続き支援していく。</p> <p>○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費（再掲） (119,184)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>27 社会資本等の整備について</p> <p>本県における安全・安心な暮らしの確保や持続可能な地域経済の成長、特に多くの人と企業に選ばれる魅力ある地域形成を実現していくためにはそれらの基礎となる社会資本の的確な整備と保全が不可欠である。</p> <p>特に災害から県民の生命・財産を守る県土づくりは重要であり、今日の異常気象の発生や地震発生リスクへの対応が急務である。その中でも、局地的豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）の多発等により県民の命を守る河川砂防事業の重要性が増しており適切な対応が望まれる。</p> <p>また、安全・安心な社会資本を次世代に引き継ぐことは重要であり、建設後50年以上の土木施設が、20年後には6割以上に増加するとも言われていることから早急な社会資本の老朽化対策が必要である。</p> <p>県では、昨年12月に「栃木県公共施設等総合管理基本方針」を策定したところであるが、この方針等に基づき、道路・河川等の公共インフラのほか、庁舎・学校等の公共施設等の長寿命化対策にも適切に対応すること。</p>	<p>道路・河川等の社会資本は、県民の安全・安心な暮らしや活力ある経済活動のための重要な基盤であることから、今後とも着実に整備を推進していく。</p> <p>また、災害の発生を未然に防ぐための河川・砂防施設整備等の防災対策のほか、災害発生時においても被害を最小化するための河川の堆積土除去等の減災対策についても、積極的に取り組んでいく。</p> <p>さらに、庁舎、学校等の建築物や道路、河川等のインフラ施設の長寿命化対策についても、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」や施設類型ごとの個別施設計画等に基づき、計画的に推進していく。</p> <p>○公共事業費（補助）（県土整備部） 38,581,407</p> <p>○公共事業関連調査費（県土整備部） 200,000</p> <p>○流域下水道建設事業費（特別会計） 1,400,322</p> <p>○県単公共事業費（県土整備部） 12,749,907</p> <p>○緊急防災・減災対策事業費 1,000,000</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○県庁舎等長寿命化対策費 156,264</p> <p>○県立学校施設長寿命化推進事業費 1,549,324</p>

要 望 事 項	回 答
<p>28 LRT整備に対する対応について</p> <p>宇都宮市と芳賀町が進めている「LRT整備事業」については、昨年、都市計画決定並びに軌道運送高度化実施計画の国の認定手続きが終了し、今後は運賃認可や工事施行認可の手続きが行われると聞いている。</p> <p>しかしながら昨年末に行われた宇都宮市長選挙結果では、現職が選挙では勝利したものの、投票した有権者の出口調査におけるLRTに対する賛否は、62%の方々が「反対」であるとの結果が報道され、改めてLRT整備事業に対する合意形成の未成熟さを浮き彫りにしている。</p> <p>この度、LRTに疑問を抱く民進党を含む政党や市民団体が、公開質問状を宇都宮市長に提出し、回答を得た。こうしたやり取りは、今後益々重要であり、事業に難色を示している市民への啓発や相互討論等による合意形成作業を積極的に進めるべきである。</p> <p>県は、こうした事態を重く受け止め、LRT整備事業については、宇都宮市が年度内着工見送りを決定していることなども踏まえ、拙速な事業費支援策や具体的な予算案の提示を行わないよう求める。</p> <p>29 民間住宅等耐震改修事業の促進について</p> <p>県は県建築物耐震改修促進計画に関し今年度から2020年度までの5か年とする二期計画を策定し、住宅・建築物の耐震化促進に取り組んでいる。住宅の耐震化率では前計画の目標値を90%としていたが82%に止まるも、二期計画最終年度目標値を95%とした。</p> <p>耐震化の対象となる住宅・建築物は築年数が約35年以上経過しており、今後は建替え促進による検討が必要と考える。</p> <p>よって、現在の耐震補強改修に対する助成に加え、宇都宮市などが実施する住宅耐震建替補助制度を県において創設し、市町が一律に住宅の耐震化に取り組めるよう検討されたい。</p>	<p>宇都宮市は、これまでLRT事業に対する市民理解の促進を図るため、市議会での説明をはじめ、広報紙や説明会、オープンハウスなど様々な機会を通じて情報の提供や説明を行ってきたとのことであり、今後はさらに、より多くの市民に情報が届くよう、効果的な広報活動の手法を検討する組織を設置し、より一層の市民理解の促進に取り組むとしている。</p> <p>県の支援のあり方については、今後示される具体的な事業計画の内容や、法定手続きの状況等を踏まえ、県民や県議会の理解を得ながら適切に判断していく。</p> <p>民間住宅の耐震化については、これまで国及び市町と協調し、耐震診断、補強計画策定、耐震改修に対する助成等を行ってきたところであるが、新年度からは、助成の対象に現地建替を加えることで更なる促進に努めていく。</p> <p>○耐震改修促進事業費 163,099</p>

要 望 事 項	回 答
<p>30 スクールソーシャルワーカーの活用と増員について</p> <p>経済的困窮による高校退学者の数字は決して多くはないが、家庭で学習できる環境が失われ、やむなく進路変更という理由で退学することがその裏にある。そこには経済的困窮が原因と推測できる。また、不登校からひきこもり状態になるのは、およそ3割とされている。しかし、相談現場からは、6割近いとの声も聞かれる。そこで、「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称：ポラリス☆とちぎ）」も開設された。さらに、学校を中心として子どもを取り巻く「環境」に働きかけ、暮らしの中での困り事を抱えている子どもと家族を支え、アウトリーチもできる寄り添った支援をするスクールソーシャルワーカーが各教育事務所に計10名配置されている。しかし、スクールソーシャルワーカーの役割について学校側で十分な理解ができているとは言いきれない。制度化されたスクールソーシャルワーカーが役割を十分に発揮し、一人でも多くの高校生を救えるよう学校側の理解促進のための研修を充分に行うこと。また、現在、スクールソーシャルワーカーは各教育事務所に配置されている「派遣型」だが、特に、定時制高校には、毎週決まった日に学校に来る「配置型」を取り入れること。教職員と生徒のことについて話し合ったり、家庭訪問に出かけたり、生徒たちにとっても身近な存在になって、退学やひきこもりという事態の回避に繋がっていく。</p> <p>子どもの貧困対策の推進に向けて、学校と福祉をつなぐ専門家としてスクールソーシャルワーカーの十分な活用と増員を図りたい。</p>	<p>家庭の問題を背景とした高校生の中途退学やひきこもりを未然に防ぐためには、福祉的な視点も含めた支援が重要であることから、スクールソーシャルワーカーの増員や役割の拡充により、生徒一人ひとりの課題に応じた支援体制づくりに努めてきたところである。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーと教職員との効果的な連携を図るため、学校訪問や教員対象の各種研修会等において、その役割や配置状況等について周知するとともに、今年度中に、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用事例についてまとめたガイドブックを小中高全ての教職員に配布することとしている。</p> <p>今後とも、国の動向等を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に努めていく。</p> <p>○学校生活適応支援事業費</p> <p style="text-align: right;">266,185</p>

要 望 事 項	回 答
<p>31 教育ビジョンとちぎを踏まえた本県独自の少人数学級の推進について</p> <p>去る4月に実施された、小学生全国学力テストの成績において、栃木県は小学校の算数Aが全国46位、他3教科は44位という結果が出ている。魅力度ランキングにおいても、全国46位と低迷している本県において、この結果は必ずしも喜べる結果とは言い難いものがある。</p> <p>本県では、教育ビジョンとちぎに掲げているとおり、学校の指導力強化のため少人数学級を推進し、小学校第3学年までの拡大を図ろうとしているが、選ばれるとちぎを標榜する本県としては、更なる強化策を講じることが望ましいと言うべきである。</p> <p>これらの現状に鑑みて、小学校第4学年以降においても本県独自の35人学級の実現を図ること。</p>	<p>本県では、きめ細かな指導ができる教育環境の充実を目指して、これまで小学校第2学年及び中学校全学年における35人以下学級を独自に実施してきたところである。</p> <p>新年度から、小学校第3学年においても、一人ひとりに目の行き届いた指導ができるよう、35人以下学級を実施することとし、その状況を踏まえ第4学年以降への拡充について検討していく。</p> <p>○学校指導力強化対策事業費 2,396,409</p>
<p>32 本県の教育環境の充実について</p> <p>本県では、魅力と活力ある県立高校の拡充を図るため、中高一貫教育校、総合学科高校、科学技術高校、総合産業高校、総合選択制高校、フレックス・ハイスクールなど特色を持つ学校整備を行ってきた。今後は施設等の設備の拡充を図っていくべきと考えるが、生徒や保護者からは特別教室へのエアコンの設置を求める声が強い。高校の普通教室のエアコンは、PTAで設置しているので保護者が負担しているが、様々な特色を持つ学校整備を行ってきたことにより、特別教室で授業を行う時間が多くある学校が増えてきている。快適な環境で、集中して勉学に励むことができるよう、学力向上のためにも、県立高校の特別教室へのエアコンの設置を含め、教育環境の充実に努めること。</p>	<p>県立高校のエアコンの設置については、保健室、パソコン室、図書室など、生徒が使用する教室の特性等を考慮して順次整備してきた。また、保護者から夏季休業中の課外授業でのエアコン使用の要望がある場合には、設置を許可しているところである。</p> <p>今後とも、児童生徒の安全安心と快適な学習環境の確保に努めていく。</p> <p>○学校建築費（一部再掲） 2,055,903 (1,549,324)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>33 主権者教育と投票参加への取り組みについて</p> <p>選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられ、県内では昨年7月の参議院選挙において初めて投票に参加することとなった18歳及び19歳における投票率は、関東圏内最低の42.35%という結果であった。投票率の向上に向け、今後も学校での選挙出前授業や模擬投票を積極的に実施し、民主主義の意義や選挙制度の仕組みなどの理解促進を図ること。また、実際の選挙において、生徒による啓発活動や投票事務への補助参加を通じ、選挙に対する関心を高める活動を市町選挙管理委員会と共同して進められたい。</p> <p>さらに、投票への参加機会の拡大に向け、昨年、那須烏山市選挙管理委員会が県立高校に臨時に期日前投票所を設置したように、より身近で利便性の高い投票所として高校や大学又は大型商業・集客施設内に設置できるよう、市町選挙管理委員会と連携し検討されたい。</p>	<p>若年層の投票率の向上を図るため、市町選挙管理委員会や主権者教育を推進する学校と連携し、小・中・高それぞれの段階に応じた出前授業や模擬投票の実施を通じて選挙制度の理解促進に努めるとともに、生徒による選挙啓発活動を進めていく。</p> <p>また、高校や大学等への期日前投票所の設置などについては、市町の選挙管理委員会が地域の状況を勘案して決定するものであり、県選挙管理委員会において適切に助言していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>34 交通事故抑止対策について</p> <p>昨年の交通事故発生件数については、5,484件(前年比▲893件)、死者数76人(前年比▲22人)、負傷者数6,874人(前年比▲999人)、と前年よりも大幅に減少し、死者数は64年ぶりに80人を下回り、昭和20年代の水準となった。</p> <p>高齢者の交通事故死者数は42人で前年より18人減ったが、全体に占める割合は55.3%と高く課題を残した結果となった。</p> <p>事故が減少した要因としては、高輝度標識・標示や発光ダイオード(LED)信号機の設置、自動ブレーキを搭載した自動車の安全性機能向上などが考えられる。しかしながら、いまだ多くの尊い命が失われている現状においては、更なる対策の強化が求められる。</p> <p>特に反射材の着用が進んでいないことは大きな課題である。昨年の歩行中の交通事故死者数27人のうち、夜間に事故にあったのは20人おり、この中で高齢者は16人に上っている。死者を減らすには高齢者対策が最も肝要であり、いかに反射材の着用率を高めることができるかが鍵となる。歩行者が反射材を着用し、車がライトをハイビームにしていれば、60キロの速度で100メートル先の人を認識できるとも言われている。</p> <p>発光ダイオード(LED)信号機の新設や高輝度標識・標示などの整備とともに反射材の普及にも傾注されたい。</p>	<p>県民一人ひとりをはじめ、関係機関・団体等の尽力により、交通事故は減少しているものの、死者数に占める高齢者の割合が依然として高いことや、高齢運転者に対する安全対策など、取り組むべき課題は少なくない。</p> <p>そのため、交通事故死者数の更なる減少を目指して、道路標識・標示の高輝度化など安全・安心な交通環境の整備を推進するとともに、反射材用品の着用やハイビームの活用の促進に向けた広報啓発等に取り組んでいく。</p> <p>○交通安全施設整備費 1,702,391</p>

要 望 事 項	回 答
<p>35 特殊詐欺対策について</p> <p>昨年の特種詐欺被害件数は199件（前年比▲27件）、被害総額は約6億2,600万円（前年比▲約1億1,600万円）と減少している。検挙人員は78人で過去最多となっている。2016年の特徴は、医療費が戻ると言い現金自動預払機（ATM）を操作させる還付金詐欺が61件あり、前年に比べ30件増と倍増した点にある。被害額は約3倍の約1億400万円に上っている。</p> <p>このように、犯行グループは、次々と新たな手口を用いることから、特に騙され易い高齢者等を守るためには、県警察はもとより関係部局や市町、関係機関や団体との連携を図りながら、広報等の啓発活動を強化するとともに、より実効性のある対策を積極的に講じられたい。</p> <p>また、特殊詐欺撃退機器については、効果が高いことが実証されていることから、台数を増やすことを検討されたい。</p>	<p>多様化する特殊詐欺の手口について、引き続きコールセンターによる迅速な注意喚起等により、高齢者を重点とした被害者層に直接働きかける広報啓発活動を継続するとともに、市町や金融機関等との連携を強化し、被害の未然防止に努めていく。</p> <p>また、特殊詐欺撃退機器の貸出しについては、抑止効果が高いことから、宇都宮市など4市において撃退機器の無償貸出しや補助制度が開始されたほか、今後導入を予定している市町もあると聞いている。新年度においても、250台の撃退機器を新たな希望者に貸し出すとともに、引き続き機器の普及促進を図っていく。</p>